

2022(令和4)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
 ※ 「進捗」の☆の数値の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下（特に改善を要しない）、☆：想定以下かつ改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係						
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上					
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化		
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築																		
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進しました。具体的には、おおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図りました。	13		・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 ・会議の開催回数 3回	・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 ・会議の開催回数 3回	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会を設置し、会議において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	引き続き、ゼロカーボンシティ連絡会を実施し、府内市町村との積極的な情報交換、協力・連携体制の構築に努めていきます。	○			◎			
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組みを推進すること。	エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。	7 13 14	33	・会議の開催回数 10回	・会議の開催回数 5回	☆☆☆	効率的な会議開催を行ったため、会議開催回数は当初、計8回の講座を開催予定だったが、受講者数が当初予定の半分以下にとどまり、計3回の開催となったものの、温暖化対策の適切な説明を行える人材を育成することができた。	引き続き、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報共有・意見交換を行い、エネルギー問題に取り組んでいきます。	○		◎	○			
1-3	地域温暖化防止活動推進員機能強化事業	新規	地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の高くない府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の場や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。	職域別スペシャリスト啓発人材育成研修 ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅販売、自動車販売)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成しました。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	2,706	・養成講座の開催 3事業分野×2回	・養成講座の開催 3事業分野×1回	☆☆	令和4年度は、エネルギー小売、住宅、自動車の各事業活動分野において、養成講座を実施した。当初、計8回の講座を開催予定だったが、受講者数が当初予定の半分以下にとどまり、計3回の開催となったものの、温暖化対策の適切な説明を行える人材を育成することができた。	引き続き、人材の育成を継続していきます。	○	◎		○			
1-4	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	新規	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、カーボンフットプリント(CFP)やフードマイレージを活用した普及啓発手法の確立・定着を図ること。	大阪府内産食材を対象とした大阪版CFP算定手法と算定結果のラベリング方法を、有識者検討会議での意見を踏まえ、検討しました。また、府内で開催されたイベントや実証店舗等で、販売されている農作物のGHG排出量を算定・ラベリングし、普及啓発等を行いました。	12 13	5,698	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の試行実施 大阪産(もん)などの農水産物等10品目	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の試行実施 大阪産(もん)などの農水産物等11品目	☆☆☆	大阪府内産食材を対象とした大阪版CFP算定手法と算定結果のラベリング方法を、3回の有識者検討会議を踏まえて検討し、イベントや実証店舗等で販売や料理で使用された11品目の農作物のGHG排出量を算定・ラベリングし、普及啓発等を行いました。	引き続き、イベントや実証店舗等での算定・ラベリングによる普及啓発等を実施していきます。	○	◎	○	◎			
1-5	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業	新規	府民の日常的な消費行動を脱炭素に向けた環境配慮型に変革していくこと。	小売事業者等が運用している既存のポイントシステムを活用して、CO2排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に脱炭素ポイントを上乗せ付与する実証事業を実施し、脱炭素に寄与する商品選択の促進効果やCO2削減効果等に関する検証を実施しました。	7 11 12 13 14 15	13,969	・効果検証を行う事業者の選定とポイント付与の試行 ・制度のあり方を検討するプラットフォームの設立・運営	・ポイント付与事業者6社による脱炭素ポイント付与の実施 ・脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回	☆☆☆	ポイント付与事業者6社で、脱炭素ポイント付与を実施するとともに、脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を運営することができ、概ね想定通りに実施することができました。	今後、脱炭素ポイントを付与する制度のガイドラインを作成するなどし、制度の普及を図ります。	○	◎	○	◎			
1-6	府庁の率先行動	継続	府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減と省エネを推進すること。	「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組みをけん引しました。	7 12 13	54	・エネルギー消費量 前年度比1%削減 ・温室効果ガス排出量 前年度比3.2%削減	・エネルギー消費量の削減 前年度比1.0%削減 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比4.0%削減(速報値)	☆☆☆	再生可能エネルギー100%電力の調達を、環境農林水産部出先3施設にも拡大しました。また、省エネ効果により、各所属における環境マネジメントシステムに基づく省エネ等の率先行動を促進することができました。	引き続き、各所属において、環境マネジメントシステムに基づき、取組みを実施するとともに、監査対象所属に対して省エネアドバイス等も併せて実施するなど、府庁における率先行動をさらに促進します。	○	◎	◎	◎	○		
1-7	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、2022年度は大手前庁舎に加え、環境農林水産部3施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13		・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、灌漑ダム) 上記の庁舎・施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,100t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、灌漑ダム) 上記の庁舎・施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,100t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	☆☆	環境農林水産部3施設は、入札不調により導入を見合わせ、大手前庁舎のみ継続実施しました。	燃料費高騰等の影響による小売電気事業者の動向や費用対効果等を踏まえ、対象範囲の拡大を検討していきます。	○	○	◎	○			
1-8	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることのできるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルにも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府内市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。	7 9 11 12 13 17	248	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2021年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(警察本部本庁舎) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	・2事業5施設(大阪府新別館(北館・南館)、府税事務所4施設)において新規公募を実施し、事業者を決定。 ・2021年度事業者選定施設(警察本部本庁舎)においてESCO改修工事を実施。 ・6月に「大阪府ESCO提案審査会」にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗について評価。 ・1月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催。	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。	○	○	○	○			
1-9	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施しました。	7 13 14		・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 ・ZEHの宿泊体験のできる場の創出など	・メディアやイベントを通じた広報の実施 5回 ・ZEH宿泊体験数 19組	☆☆☆	概ね想定通りであり、ZEHの普及、認知度向上に貢献することができました。	第6次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、ZEHが普及啓発に取り組まれます。	○	◎	○	○			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の実績			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-10	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組みの促進	一部新規	エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出の抑制等を促進すること。また、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減の強化や情報開示の必要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる事業者による脱炭素化に向けた自律的な取組みを促すこと。	特定事業者（約800事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、2022年3月の気候変動対策推進条例の改正に伴い、あらゆる規模の事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促進するため、気候変動対策指針の作成や届出制度を活用して地域金融機関等と連携する仕組みを構築しました。新制度については、事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。さらに、他の模範となる特に優れた緩和策・適応策の取組みを行った事業者を「おおさか気候変動対策賞」として表彰しました。	7 9 11 13 14	689	・計画推進に係る事業者説明会 3回 (特定事業者向け1回、中小企業向け2回)	☆☆☆	2022年3月に改正した大阪府気候変動対策推進条例に基づき、エネルギーを多量に使用する事業者等（特定事業者等）に対する届出制度の見直しを実施しました。見直し内容について、概ね想定通りに特定事業者や中小企業向けに説明会を実施することができました。	特定事業者等に対する届出制度の見直し内容を説明する機会を設け、制度の浸透を図るとともに、さらなる事業者による排出量削減に向けて削減取組みを促していく。	○	◎	◎	◎		
1-11	中小事業者の脱炭素化促進事業	新規	省エネ設備への更新等に対する支援を行うことで、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進すること。	省エネ設備への更新等に対する支援を行うことで、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進すること。	7 13 14	82,864	・補助件数 省エネ診断100件、省エネ設備更新等15件（年度途中で予算額の配分を見直し）	☆☆☆	省エネ診断4件、省エネ設備更新等37件に対して費用の一部を補助し、中小事業者の脱炭素化の取組みを促進しました。	令和5年度から「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」を実施し、中小事業者の自主的な省エネ等の取組みを促進します。	○	◎	○	○		
1-12	中小事業者LED導入促進事業	新規	LED照明への更新に対する支援を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の照明設備をLED照明へ更新するための設備費及び付帯工事費等に要する費用の一部を補助しました。	7 13 14	681,984	・補助件数 380件	☆☆☆☆	中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、10月から新たに事業を開始し、LED照明への更新388件に対して費用の一部を補助しました。	引き続き、LED照明への更新に対する補助を実施します。	○	◎	○	○		
1-13	建築物の環境配慮制度の推進	一部新規	建築物主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。	「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO2削減、省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。2018年度から2,000㎡以上の建築物（非住宅）及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。また、府域における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務規定を条例に追加し、併せて、建築士が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しました。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	1,258	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	☆☆☆	「気候変動対策の推進に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組めます。	○	○	○	○		
1-14	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	一部新規	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取組み、エネルギーの地産地消や府域外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）をはじめとするEMS（エネルギー管理システム）の普及啓発 ・省エネ・省CO2に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 13 14	3,550	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ・省エネセミナーの開催・講演 20回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談1,050件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施します。	○	◎	○	○		
1-15	環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業	継続	気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標の達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官タスクフォースを新たに設置し、2050年までの府域での普及シナリオや促進課題解決手法、将来事業構想や海外ニーズ情報を踏まえた方博での発信方法などを検討しました。また、地域普及シナリオなどの検討結果をシンポジウムや啓発冊子等により府民に広く周知しました。	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	14,038	・環境先進技術の普及シナリオ及び将来事業構想の策定 脱炭素技術×6技術、海洋プラスチックごみ対策技術×3技術 ・シンポジウム（100人以上の規模）の開催 1回	☆☆☆	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官タスクフォースを新たに設置し、2050年までの府域での普及シナリオや促進課題解決手法、将来事業構想や海外ニーズ情報を踏まえた大阪・関西万博での効果的な発信方法など脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野でそれぞれ3回開催、検討しました。また、地域普及シナリオなどの検討結果をシンポジウムや事業者向け冊子および府民向け啓発リーフレット等により府民に広く周知しました。	脱炭素・海洋プラスチック対策に資する先進技術の社会実装・普及展開につなげるため、先進技術のモデル導入や、動画等により効果的に発信するコンテンツの作成を行います。	◎	○	◎	○		
1-16	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	新規	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業8件を採択し、必要な経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 17	282,296	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	☆☆☆	採択企業へ定期的に訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、万博の機会をめぐり、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービスの開発及び実証に係る経費を補助し、社会への実装やビジネス化に向けた取組みを促進します。	○		○	○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-17	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の創設	新規	府域における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	2022年3月の気候変動対策推進条例の改正に伴い、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける制度について、新たな指針の内容を検討しました。新制度については、小売電気事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。	7 9 11 13 14		・新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回	・新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回	☆☆☆	R5年度から運用が始まる届出制度について、小売電気事業者の理解を深めることを目的とした説明会を実施しました。	届出は8月末まで締切期日としていますので、事業者から届出制度に関する質問があれば随時適切に対応するなど、期日までに確実に提出していただくように事務局として必要な対応を行います。	○	◎	◎	◎	
1-18	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケルメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。	7 13 14		・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 2,073世帯	☆☆☆	前年度と比較し、太陽光パネル導入量は約1.2倍、蓄電池導入量は約2.0倍に増加し、太陽光発電の普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及啓発に取り組みます。	○	◎	○	○	
1-19	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	・これまでのH.Osakaビジョン(2016年3月府策定)にかわり、2050年カーボンニュートラルの目標、2025年の万博開催等の状況を踏まえ、H.Osakaビジョン2022を2022年5月に策定しました。 ・推進会議2回をはじめ、分野別研究会などを開催し、国の施策や万博の動向、事業者の先進プロジェクト等の取組み状況、府内FCバスの運行状況データやFC船の海外動向について情報共有し、今後の実証・実装プロジェクトの実現に向けた意見交換等を行いました。	7 9 11 13 17	125	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・燃料電池バス実運行情報の共有	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 10回 ・「H2Osakaビジョン2022」策定 ・燃料電池バス実運行情報の共有 1回	☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用実証や実装プロジェクトの検討、及び水素の利活用拡大の見通しや課題への対応等に関する意見交換を行うことにより、今後の取組みの推進に大きく寄与した。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。	○		○	○	
1-20	エネルギー産業創出促進事業	継続	府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業との人工知能(AI)やモノのインターネット(IoT)等の技術革新に関連する先端技術等の実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。	・府内企業に対する開発支援補助 府内企業が取り組む、蓄電池、燃料電池等エネルギー関連の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。 ・府内で実施する実証実験補助AI、IoTやエネルギー関連技術の府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。	7 9	21,516	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー 製品化1件以上/年	・開発支援補助採択件数 6件 ・実証実験補助採択件数 4件 ・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	☆☆☆	採択企業へ訪問し、技術的な助言を行いました。また、中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業を活用して、大手・中堅企業への技術シーズを紹介するなど、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品等の開発や、府内における実証実験等に係る経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスづくり等につなげます。	○		○	○	
1-21	中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業	継続	成長が期待されているエネルギービジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の実証実験を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。	【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」とエネルギービジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネイダストリーネットワーク(SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。 ・SIN会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることにより、大手・中堅企業とのオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を支援しました。 【中小企業への技術提案支援】 ・エネルギービジネス分野への参入をめざすSIN会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を支援しました。	8	1,585	・商談件数 70件/年	・商談件数 96件	☆☆☆☆	オンラインを活用したセミナーを開催し、先進的な取組事例についての講演を実施しました。また、エネルギービジネス分野で意欲ある中小企業等を対象としたセミナーを実施しました。加えて、中小企業が有する高い技術力と、大手・中堅企業の技術シーズとのマッチングを図る「セミオープンイノベーション」を開催しました。プラットフォーム登録者数も増え、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	中小企業のエネルギービジネス分野への参入を一層促進するため、オンラインも活用したセミナー開催や新技術ニーズ説明会を実施するとともに、オープンイノベーション等により、技術ニーズとシーズのマッチングを支援し、中小企業のビジネス拡大につなげます。さらに、技術シーズを紹介する広報ツールを活用し、効果的なマッチングを図ります。また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施します。	○		○		
1-22	気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進	新規	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組みを促進すること。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組み等の実施を促しました。	3 7 9 11 13 17		・自動車販売事業者における電動車販売割合の把握	・計画書の届出 17件	☆☆☆	自動車販売事業者に対して計画書・実績報告書の届出について周知し、17者から届出を受理しました。	引き続き計画書・実績報告書の届出及び表彰により、自動車販売事業者の計画のかつ具体的な電動車普及の取組みを促します。	◎	◎	○	○	
1-23	官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、電動車の普及を促進しました。また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めました。	3 7 9 11 13 17		・電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 12回 【参考】2020年度実績 ・電動車展示会・試乗会 3回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 11回	・電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 13回	☆☆☆	「おおさか電動車協働普及サポートネット」として、官民協働で展示・試乗会等の実施や各種周知啓発を行いました。導入指針に基づき、庁内内部局に対して公用車の導入・更新等において働きかけを実施しました。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか電動車協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、電動車の普及促進に努めます。カーボンニュートラル推進本部の公用車電動化ワーキンググループで対応策を検討します。	◎	◎	○	○	
1-24	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	新規	乗車による走行性能や実車での充放電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一声に実施しました。	3 7 9 11 13 17	4,526	・キャンペーン参加店舗数 100店舗	・キャンペーン参加店舗数 132店舗	☆☆☆	カーシェア事業については、募集開始日に申込締切となるほどの反響がありました。ディーラーと連携した体験キャンペーンについては、132店舗にて実施しました。	引き続き、より多くの府民がゼロエミッション車を体験できる機会を提供します。	◎	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-25	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	新規	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、府内の脱炭素化を強力に推進すること。	府内で営業所・事業所を有し、バス運行を実施している事業者、自動車リース事業者等に対して、EVバス・FCバスの導入費用の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	265,028	・補助台数 26台	・補助台数 18台	☆☆	バス事業者の導入計画における調達時期の調整により導入台数が当初の想定より減少しましたが、万博開催時に必要な台数の着実な導入に向け補助を実施しました。	引き続きEVバス・FCバスの導入に補助を行い、バスのゼロエミッション化を促進します。	◎	◎	○	○	
1-26	充電インフラ拡充事業	新規	誰もが安心してEVを利用できる環境を整えるため、集客施設等に府民が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。	府域の集客施設等において、府民等が利用できる充電設備の設置に対して、導入費用の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	17,961	・補助台数 20基 (部長後調整：補助台数 120基)	・補助基数 65基	☆☆	設置・運営コストに見合う利用が見込めないため駐車場管理者の導入意欲が十分には高まっていなかったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資材不足のため充電設備本体や工事部材の入手が困難になったこと等により、補助基数が想定を下回りましたが、急速充電設備21基、普通充電設備44基の導入費用の一部を補助しました。	引き続き、府民が利用しやすい商業施設、宿泊施設等の集客施設の駐車場における充電設備の設置を促進していきます。	◎	◎		○	
1-27	新たなモビリティサービスの導入促進	継続	AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげることを。	高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院が思うようにできないといった問題の解決等に向け、市町村や交通事業者、AI技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動により自家用車の利用の削減等を通じて環境負荷の低減に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進しました。	3 7 11	11,449	・市町村と交通事業者が協力して取り組むAIオンデマンド交通導入に向けた実証実験経費の支援により、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地への普及につなげていく。	・市町村と交通事業者が協力して行うAIオンデマンド交通の導入に向けた取組みに対し補助する「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」を創設。採択事業数 2事業（令和6年度までに交通事業者が運行主体となり社会実装をめざす事業）	☆☆	「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」にて、大阪府内に広く展開するための持続的な先行モデルづくりとして、交通事業者と市町村が連携し行う実証事業である2モデルを対象に補助を実施しました。「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」にて、補助金採択事業者から取組みを紹介することなどにより市町村の機運が醸成されました。	引き続き、「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」や「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」を通じて、持続的な先行モデルづくりとその展開に向けた機運醸成等を進めていきます。	○		○		
1-28	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくためのセミナーとワークショップ（初級編・中級編）を実施しました。また、農業関係者向けに、屋外作業における暑熱ストレス軽減技術、将来予測を踏まえた府内農産物の適応策等について理解していただくためのセミナーを実施しました。さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施しました。	13	1,661	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 3回 ・啓発セミナーの開催 4回	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 2回 ・啓発セミナーの開催 4回	☆☆	啓発セミナーでは、関係団体等にむけて、業種に応じた暑さ対策の普及啓発を行うことができました。また、府内の市町村職員に向けたセミナー（座学研修）やワークショップでは、初級編・中級編を設け、各地域に応じた適応策を推進する手法について、理解を深めていただくことができました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り組みます。	○			◎	
1-29	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間（クールオアシス）について、民間事業者（金融機関・薬局等）等と連携して普及に取組み、府民の利用促進を図りました。また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知しました。さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品（ゴーヤ等の種、塩飴、紙扇子など）を活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。	12 13 17	55	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定4業種（金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ）	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加業種金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ	☆☆	コロナ感染拡大防止の規制緩和に伴い、店舗を暑さの一時待避所として扱う当プロジェクトの参加施設数が増加しました。また、HPなどでの熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報メールの利用促進、可搬式電光表示パネルを活用した暑さ指数等の情報提供及び企業協賛による啓発物品を活用した暑さ対策の取組促進を行いました。	引き続き暑さ対策の推進に取り組みます。	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係											
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上										
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化							
II 資源循環型社会の構築																							
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」という。）」に定めた3R（リデュース・リユース及びリサイクル）やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。（目標年度：2025年度）	府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進捗管理指標』も活用して各主体の取組みをさらに促進しました。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	185	・以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。 ＜現行計画の推進（目標年度：2025年度）＞ （一般廃棄物） ・排出量 276万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 400g/人・日 ・再生利用率 17.7% ・最終処分量 31万トン ・容器包装プラスチック排出量 21万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 50% ・プラスチック焼却量 36万トン ・プラスチック有効利用率 94% （産業廃棄物） ・排出量 1,368万トン ・再生利用率 33.2% ・最終処分量 33万トン	（一般廃棄物） ・リデュース・リユースの推進（ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類（事業系）の混入削減等） ・リサイクルの推進（資源化できる紙ごみの分別・リサイクルの促進等） ・プラスチックごみ対策（マイ容器使用可能店舗の情報発信等） ・適正処理の推進（災害発生時の廃棄物処理の備え等） （産業廃棄物） ・リデュース・リユースの推進（多量排出事業者等への排出抑制指導等） ・リサイクルの推進（建設廃棄物の分別排出の徹底等） ・プラスチックごみ対策（より質の高いリサイクルの促進） ・適正処理の推進（排出事業者、処理業者等への立入検査、指導）	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、廃棄物の適正処理を推進しました。 また、一般廃棄物については、市町村において、イベント等でリサイクル製品やごみの分別収集に関する啓発等が実施され、府では「Osakaほかさんマップ」、「おさかプラスチックごみ3Rカードゲーム」、「プラごみほかさんアクションbook」、「おさか3Rキャンペーン」でプラスチックごみの削減等に関する啓発を行いました。一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2020年度に比べ減少しました。また、リサイクル率については、近年横ばい傾向となっています。	◎	○	○	○									
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。	4 8 9 12	119	・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回（3月）認定を実施する。 【参考】2021年度未認定製品数 ・認定製品数 302製品（予定） うち、なにわエコ良品ネクストは102製品	・認定製品の普及啓発・利用促進 認定1回（3月実施）101製品 【参考】2022年度未認定製品数 294製品 ・認定製品数 302製品（予定） うち、なにわエコ良品ネクストは97製品	☆☆☆	101製品（内、48製品はネクスト）を認定するとともに、府民へ認定制度、認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	◎	○	◎	◎									
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第9期大阪府分別収集促進計画（2020～2024年度、2024年度目標：分別収集量：22万トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。	8 11 12 13	81	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表しました。 【参考】2020年度分別収集量（速報値）：17万1千トン	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表しました。 【参考】2020年度分別収集量 17万1千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	◎	○	◎	◎									
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	3 6 8 9 11 12 14	-	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2022年度公表状況 産業廃棄物処理計画 205件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 92件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2022年度公表状況 産業廃棄物処理計画 205件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 92件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をホームページにより速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。	◎												
2-5	食品ロス削減対策の推進	一部新規	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組みを促進すること。	・流通の各段階及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、全体会や小売分科会の開催を通じ、行動変容を促す食品ロス削減のための具体的な取組を展開しました。 ・府民が自ら食品ロス削減について発信・啓発できる機会を創出するとともに、府域全体での食品ロス削減の機運醸成をはかるとともに、食品ロス削減ボランティア「もったいないやん活動隊」養成講座を開催しました。 ・小売店舗をフィールドにした効果的な食品ロス削減策を検討し、モデル店舗において試行的な実証等を行いました。また、小売事業者が消費者啓発等に取り組むため、事例紹介セミナーを開催しました。	2 4 8 9 12 13 17	7,409	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 5回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・セミナー等の参加者数 83人 ・おさか食品ロス削減パートナーシップ制度新規参加事業者数 5事業者	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 3回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・セミナー等の参加者数 83人 ・おさか食品ロス削減パートナーシップ制度新規参加事業者数 7事業者	☆☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等の開催を通じて、流通の各段階及び消費者で取組みを行い、流通全体での食品ロス削減に取り組めました。	◎	○	◎	◎									
2-6	おさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	幅広い関係者が柔軟な検討と具体的な取組を進め、成果を広く共有するプラットフォームを運営するとともに、マイボトルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する府民の環境意識の向上、環境配慮行動の促進をめざすこと。	（1）おさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信しました。 （2）マイボトルの普及拡大・啓発 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信の取組みについて意見交換を行いました。具体的な取組みを推進することで、マイボトル利用の機運を醸成しました。	8 9 11 12 13 14 17	3,049	（1）おさかプラスチック対策推進プラットフォーム 全体会合 開催回数：2回 分科会 開催回数：6回（2分科会×3回） （2）おさかマイボトルパートナーズ会議：3回	（1）おさかプラスチック対策推進プラットフォーム 全体会合 開催回数 2回 モデル事業実施件数 2件 分科会 開催回数 6回（2分科会×3回） （2）おさかマイボトルパートナーズ会議 3回	☆☆☆	おさかプラスチック対策推進プラットフォームの参加者が連携し、人芝の流出対策及びボトルリサイクルに関する実証実験を実施しました。 また、おさかマイボトルパートナーズの参加者が連携し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及及び情報発信を行いました。イベント等を通じて、プラスチックごみ削減・マイボトル利用促進についての府民啓発を実施しました。	◎	◎	◎	◎									
2-7	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	一部新規	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチック削減目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	・プラスチックごみ削減の一層の機運醸成を図り、府民の行動変容を促すため、マイ容器等の利用可能な店舗を検索できるウェブサイト「Osakaほかさんマップ（2021年10月開設）」を運用するとともに、府民のマイ容器体験をSNSに「#マイ容器ええやん」を付けて投稿してもらうキャンペーンを行いました。 ・プラスチックごみ問題や日常生活における取組みについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べる啓発資料を作成し、市町村と連携しながら、環境イベントやSNS等を通じて府民啓発を行いました。	12 13 14 17	3,708	・Osakaほかさんマップの運用・機能追加 ・啓発資料の作成（ハンドブック、カードゲーム） ・イベント等における啓発の実施	・OsakaほかさんマップのSNS投稿ギャラリー機能追加 ・SNSキャンペーンへの応募数 208件 ・啓発資料の作成（ハンドブック、カードゲーム・チラシ） ・イベント等における啓発の実施 13回	☆☆☆	「Osakaほかさんマップ」、公式SNSやキャンペーンを通じて府民のマイ容器・マイボトルの利用を促進しました。 また、OsakaほかさんマップにSNS投稿ギャラリー機能を追加し、マイ容器等の利用体験を見える化を図りました。 加えて、プラスチックごみ問題や日常生活における取組みについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べるカードゲームを作成し、様々な世代へ啓発を行いました。	◎	○	◎	◎									
2-8	宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金	新規	2025年大阪・関西万博に向け、プラスチックごみ削減の意識醸成及び社会全体のさらなる行動変容を図ること。	府内にあるホテルなどの宿泊施設で無料で提供される歯ブラシやヘアブラシなどのアメニティ等の使い捨てプラスチック使用製品を紙や木質素材、再生プラスチック、バイオマスプラスチック等を使用した代替製品に転換する取組に対して補助しました。	12 13 14 17	10,485	・17事業者（20施設）に対し補助金を交付 ・補助金を活用した宿泊事業者に対し、アメニティなどのプラスチック使用製品の代替製品への転換や水平リサイクルの取組みについてヒアリングを実施し、ホームページで取組事例等を紹介	・17事業者（20施設）に対し補助金を交付 ・補助金を活用した宿泊事業者に対し、アメニティなどのプラスチック使用製品の代替製品への転換や水平リサイクルの取組みについてヒアリングを実施し、ホームページで取組事例等を紹介	☆☆	宿泊事業者のプラスチック使用製品の代替製品への転換を促すとともに、様々なプラスチックごみ削減の実施状況を確認することができました。	◎	○	○	◎									

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
2-9	PCB廃棄物等適正処理の推進	継続	PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用製品及び廃棄物について、期限内2026年度末まで完全処分をめざすこと。	・改正PCB特別措置法（2016年8月1日施行）により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 ・中小企業の処理費用を助成するPCB廃棄物処理対策基金へ、拠出を行いました。 ・集約保管している庁内PCB廃棄物（小型コンデンサー・安定器）の適正管理を行いました。	3 6 11 12	231,767	・府内におけるPCB廃棄物（JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等）の処理目標率 2022年度末：100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有（集約保管分）の低濃度廃棄物等の処理 0.1トン	・府内におけるPCB廃棄物（JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等）の処理進捗率 2022年度末：99.95% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 0.1トン	☆☆☆	高圧機器等の処理は進捗しました。	・PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、ポスター等を活用した周知によりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づく届出等の指導を行います。		◎			
2-10	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	・排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 ・有害使用済機器（廃棄物を除く、使用済の電気電子機器）について、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。	3 4 6 9 11 12 14	18,049	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 375件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発しており、警察との連携等やパトロールの強化を図っています。不適正処理件数は2019年度以降減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。		◎			
2-11	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の健全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	3 11 12 14	120,230	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 護岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km 老朽化対策工事（排水路） 250m	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,869検体 護岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km 老朽化対策（排水路改修工事） 200m	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。	引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した維持管理等を行います。				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係							
						進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化		
						取組指標	実績	評価										
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																		
3-1	生物多様性保全のための普及啓発推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進める。	生物多様性関連施設等と連携したイベントの開催等により普及啓発活動を進めるとともに、岬町多奈川地区多目的公園（関西国際空港土砂採取跡地）内に整備されたビオトープの環境整備及び自然観察会を開催しました。また、国・市町村・関係機関と連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用した特定外来生物の防除等に関する情報共有を図るとともに、クビアカツヤカミキリ防除に係る研修会を開催しました。	4 6 11 14 15 17	1,617	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 約300人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 320人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策研修会の開催 1回 	☆☆☆	生物多様性関連施設等と連携した普及啓発により生物多様性に係る府民理解を促進するとともに、特定外来生物の防除等に関する関係機関との情報共有や特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除研修会の開催により、府内一円での防除を推進しました。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。また、特定外来生物への理解促進も進めていきます。	○				◎		
3-2	日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。（2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。）	4 15 17	-	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加による管理 ・竹林・田畑・栗樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加による管理 ・竹林・田畑・栗樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントを中止したことにより、参加人数は想定を下回りましたが、可能な範囲で継続した活動を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○		
3-3	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 14 15 17	4,860	<ul style="list-style-type: none"> ・共生の森づくり活動への参加人数 約500人 ・企業や府民による植栽面積 約0.2ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生の森づくり活動への参加人数 470人 ・企業や府民による植栽面積 0.2ha 	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎		
3-4	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川におけるイタセンバラの野生復帰の試みと、それを用いた生物多様性についての普及啓発を推進すること。	（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川へのイタセンバラの野生復帰や、環境DNA分析を用いた生息状況の調査研究を行っています。2022年度は、淀川での繁殖状況の確認や外来種の防除に関する調査研究とともに、市民団体「イタセンネット」が行う保全活動の支援、および府民を対象とした観察会等により生物多様性について普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	-	<ul style="list-style-type: none"> ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会（1回、100人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・イタセンネットの保全活動（22回、1065人） ・観察会（1回、76人） 	☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状況が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。ただし、新たな外来生物の侵入などにより、イタセンバラの生息状況は再び危機的な状況になっています。	引き続き、自然での繁殖状況の確認、生息域調査等の調査研究や外来生物対策を国土交通省や環境省などと連携して行います。また、府民を対象とした観察会の開催等、生物多様性保全および普及啓発を行います。	○				◎		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係											
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上										
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化							
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築																							
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行いました。また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者が点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス測定を実施しました。	3 9 11	3,335	・法、条例対象施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。 ・排ガス測定を実施する。	・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施 ・苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施（立入検査実施回数 310回） ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認（実施事業所数 11事業所） （ダイオキシン類等一部項目の分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施）	☆☆☆	立入検査を310件、排ガス測定を11件実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○							
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進しました。併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行いました。	3 9 11	7,039	・NO2、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO2、SPMに係る大気環境基準 全局達成（2020年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx：8,600トン、PM：450トン（2020年度）	・NO2、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 ・第4次自動車NOx・PM削減計画の策定に向けた検討を実施【参考】 ・NO2、SPMに係る大気環境基準 全局達成（2021年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx：8,340トン、PM：440トン（2021年度）	☆☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減し、総量削減計画【第3次】の目標を達成しました。令和4年11月に国の基本方針が改定されたことを踏まえ、総量削減計画【第4次】の策定に向けた審議を開始しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施するとともに、令和5年度中に総量削減計画【第4次】を策定します。		◎	○	○	○							
4-3	微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	自動測定機により府域のPM2.5濃度の状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防犯情報メール等により速やかに発信することとしていましたが、2022年度は該当する日がありませんでした。また、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとにPM2.5の成分分析を実施するとともに、2021年度の成分分析結果等を用いて、発生源寄与割合の推計を行いました。	3 9 11	14,848	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（府管理 一般局：18局、自排局：5局、うち成分分析：2局）	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（府所管 一般局：18局、自排局：5局、うち成分分析：2局）	☆☆☆	府管理25局で年間を通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内2地点で成分分析を行いました。2021年度の成分分析結果等を用いて、発生源寄与割合を推計しました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にを行い、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。	○			◎								
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	167	・VOCの排出抑制	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 9,100トン/年（2021年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請2022年度 のべ122事業場 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請2022年度のべ36事業場	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎			◎							
4-5	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	120,727	・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 264箇所	・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 287箇所	☆☆☆	府有施設において使用されている吹付アスベストについて、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を概ね事前の想定通りに実施しました。	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を的確に実施します。	○	◎		○								
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等の立入検査を行いました。また、法令の改正による規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図りました。6月の「アスベスト飛散防止推進月間」には、解体現場の府内一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」を行うとともに、12月には、関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策を講じました。また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。	3 11 12	-	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定 ・航空機騒音調査の実施（大阪府立環境農林水産総合研究所により実施） ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催	・解体現場等の立入検査等484件 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施） 85検体 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 2回 ・届出148件	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未達の解体現場等へも石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を484件実施しました。また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言（STOPアスベスト キックオフ宣言）に名を連ねる方々と適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「STOPアスベスト キックオフ宣言」に名を連ねる方々と適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎		○								
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	9 11	11,830	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10町村域（自動車騒音に係る環境基準の達成率：94.6%（2019年度）） ・航空機騒音調査の実施（大阪国際空港周辺：通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点） ・市町村研修会の開催 2回	・自動車騒音モニタリング調査を10町村域で実施（自動車騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2021年度）） ・航空機騒音調査の実施 大阪国際空港周辺では、府が測定した5地点のうち、3地点で環境基準を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境基準を達成 ・市町村研修会 5回開催	☆☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向です。国が示す推計方法が改訂された影響で2019年度と比較すると達成率が低下していますが、昨年度と比較すると改善しています。航空機騒音の生活環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎		◎								
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	11	78,944	・大阪中央環状線 等	・大阪中央環状線 等	☆☆☆	2022年度は約1.3万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	引き続き、取組みを継続します。		○										
4-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるように市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、市町村が苦慮している点や府内の事情の現状を把握しました。また、市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定装置等の技術的支援を行うほか、各市町村での苦情事例等の情報共有や意見交換等を行い、規制事務の処理方法や苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援しました。	3 11	-	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	☆☆☆	市町村職員対象の研修会をWEB開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。		◎		○								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-10	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOO)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	4,930	・排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施	・排水基準や構造基準が適用される事業場などに対して、立入検査をのべ384件実施(試料採取・分析件数:140件)。 ・総量規制で連続測定が義務付けられる事業場(16事業場)のうち6事業場で、総量採水検査を実施。	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年と比較して採水及び立入件数は減少したものの、懸案事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	○	◎	○	○		
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	-	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 4回 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 9か所 ・生活排水適正処理率96.7%(2021年度末)	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。街頭啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	○	○	○	○		
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水流化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	6	4,423	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型) 5市	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	○	◎		○		
4-13	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、国が定める第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画を策定しました。	6 14	55	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】 ・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 44トン/日、T-N 44トン/日、T-P 2.7トン/日	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」及び「化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	○	◎		◎		
4-14	豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画を策定しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。さらに、「大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)」が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	6 12 14 17	1,215	・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・鉄道会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 3回 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】 ・2021年度のイベントへの出展回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	・2022年10月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン(「第9次総量削減計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の一体的な計画)を策定しました。 ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・鉄道会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 2回 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】 ・2021年度のイベントへの出展回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	○	◎		◎		
4-15	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含めた活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。	3 6 11 14 17	17,205	・大阪湾域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立 ・河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加しやすくなる美化活動の展開(「ごみ拾いながら運動」の活用等) ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	・大阪湾域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立及びプランの基準となる2021年度の流入量(年間1,032立方メートル、58.8トン(推計値))の確定 ・大阪府トラック協会及び教育機関等との連携によるトラックからのポイ捨てごみ削減に向けた取組みの実施 ・河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加しやすくなる美化活動の展開(「ごみ拾いながら運動」の活用等) ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	☆☆☆	大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計手法を確立しました。また、河川流域の自治体等で構成する協議会を活用し、発生源対策にかかる普及啓発や、「ごみ拾いながら運動」等を活用した美化活動を実施しました。	○	◎		◎		
4-16	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみ等の実態調査(個数・組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	26,351	・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(8~2月にかけて、府内8箇所14回実施) ・大阪湾に流入するプラスチックごみ量のAIを活用した推計手法を確立し、2021年度の推計を実施(「おおさか海ごみゼロプランの推進」参照) 【参考】2021年度実績 ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(9~12月にかけて、府内10箇所13回実施)	・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(8~2月にかけて、府内8箇所14回実施) ・大阪湾に流入するプラスチックごみ量のAIを活用した推計手法を確立し、2021年度の推計を実施(「おおさか海ごみゼロプランの推進」参照) 【参考】2021年度実績 ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(9~12月にかけて、府内10箇所13回実施)	☆☆☆	港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	○	◎		◎		
4-17	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪湾海域ブルーカーボン生態系ビジョン」藻場の創造・保全による豊かな魚産(ないわ)の海へ(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に海藻の生える着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組みにより藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。	6 13 14 17	16,172	・岬町沖の3地区において、着底基質(ブロック)の設置にかかる実施設計、深淺測量を実施	・岬町沖の3地区について、ブロックの設置にかかる基本設計(実施設計、深淺測量)を実施	☆☆☆	海藻の生える着底基質(ブロック)の設置に向けた、深淺測量及び実施設計を、岬町の3地区(小島、谷川、深日)で実施しました。	○				◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-18	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	3 6 12 14	34,504,373	・下水道普及率の向上【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内容 3箇所 合流式下水道の改善 37箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 37箇所（うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場25箇所）	・下水道普及率の向上【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内容 3箇所 合流式下水道の改善 37箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 37箇所（うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場25箇所）	☆☆☆	2021年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し、96.9%となりました。また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。	◎				○
4-19	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、P R T R法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	194	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減・排出量等の届出件数 化管法1,418件、条例1,196件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量1.03万トン（化管法対象物質0.38万トンを含む）（2021年度実績）	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の2021年度の排出量は、2019年度より削減できました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。	◎	○	◎		
4-20	大規模災害時における環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めました。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況について調査するとともに、立入検査等により指導を行いました。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	-	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導	・大規模災害に備えたりリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数540件(2022年度までの累計) ・立入検査実施件数 45件	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供等を行います。	○			◎	
4-21	大阪工コ農業の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全、生産性の調和と農業経営面（採算性）に留意した大阪工コ農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来半以下で生産した農産物を「大阪工コ農産物」として認証する制度を推進し、以下のような地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産を支援しました。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。・炭素貯留効果の高い堆肥の使用：カバークロップの作付け（水稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）等 ・農薬使用量の低減：捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等	2 3 12 17	17,060	・大阪工コ農業推進委員会の運営 ・工コ農業に役立つ生産技術の開発	・大阪工コ農産物推進委員会の運営（R4.9、R5.3開催） ・工コ農業に役立つ生産技術の開発（カバークロップ、天敵活用）	☆☆☆	大阪工コ農産物認証制度を推進しました。その結果、農薬化学肥料（不使用）及び農業化学肥料（チソ不使用）の認証面積は、2.6ha増加しました。また、全体の認証面積は2021年度から5ha減少しました。	引き続き環境負荷を軽減した技術の啓発に努めます。		○			○
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。	3 4 6 11 12	-	・化学物質対策に関するセミナーの開催	・化学物質対策に関するセミナーの開催 1回（参加申込526人）	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたりリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。	○			◎	
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	3 6	14	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 ・形質変更届出件数 66件 ・土壌汚染状況調査結果報告件数（法・条例・自主） 21件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	◎		○	○	
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,511	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	・工業用水法に基づく許可 80件 ・地下水採取量報告徴収実績件数 1,323件 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	◎			○	
4-25	大気汚染常時監視	継続	大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。光化学スモッグ注意報等の発令（予報：1回、注意報：1回）、周知を行いました。また、微小粒子状物質（PM2.5）濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メール等で発信することとしていました。なお、2022年度は該当する日がありませんでした。PM2.5について成分分析を行い、環境の現状を把握しました。有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施しました。健康被害が懸念されるアスベストについて、大気中濃度を経年的に監視しました。	3 11	127,215	・大気汚染常時監視27局（国設局2局を含む） ・微小粒子状物質（PM2.5）監視25局（国設局2局を含む）、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング 6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視 27局（国設局2局を含む） ・微小粒子状物質成分分析 2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング 6地点 ・アスベスト環境モニタリング 4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	引き続き、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	○		◎	○		
4-26	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等、地下水質の常時監視（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。環境省からの受託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	57,619	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水質（概況調査20地点、継続監視調査 40地点） ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロバントス（底生生物）2地点）	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水質（概況調査20地点、継続監視調査 39地点） 汚染井戸周辺地区調査（継続監視終了調査を含む）13地点） ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロバントス（底生生物）2地点）	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域（水質・底質）及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視しその結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎	○	
4-27	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。	3 6 11 14	11,311	・大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2020年度実績 ・大気10地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	・大気7地点 ・河川水質・底質21地点 ・海域水質・底質5地点 ・地下水質6地点 ・土壌6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果はホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎	○	
4-28	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事の府属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めるとともに、また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が所属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	3 6 11	1,215	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。	・公害紛争処理法に基づく申請に対応。前年度からの繰り越し 3件 新規受付 6件 締結 4件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、11件のうち8件が終了しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。	◎				

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-9	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等	一部新規	国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村へ支援等を行うこと。	市町村に対し、「大阪府森林整備指針」に基づき、計画的な森林整備を進めるための必要な技術マニュアルを作成し配付するなど、森林整備に関する技術的支援を実施しました。また、府内産木材（国産木材の一部利用も可）を活用して府施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示すなど、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行いました。	12 13 15	111,953	・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 ・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数	・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 18市町村 ・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数 16市町村	☆☆☆	市町村への支援により、森林整備・木材利用に取り組み市町村が増え、18市町村で森林整備が実施され、16市町村で木材利用が実施されました。	引き続き、市町村の相談窓口を設置するとともに、森林整備の技術的支援や木材利用に関する研修などを通じて、市町村の木材利用の支援に努めます。	○	◎	○	◎	
5-10	都市緑化を活用した猛暑対策事業	継続	多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。	市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及びミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成しました。	11 13 15	308,708 (令和3年度繰越分7,276千円含む)	・市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助	・市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助 37箇所	☆☆☆	市町村のほか、バス事業者等の関連団体を訪問し事業内容を周知した結果、応募数の増加がみられ、目標数をほぼ達成しました。	引き続き、府HP等により事業内容の周知を図るとともに、市町村担当課のほか、バス事業者等の関連団体を訪問し、事業内容を周知します。また、市町村窓口を通じて市町村関係課にも事業の周知を呼びかけるなど、市町村及び公共交通事業者等に広く周知を図ることで、応募件数の増加をめざします。	○	○	◎	◎	
5-11	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。	府内の大規模な建築物（延べ面積2,000㎡以上）の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を公募により実施しました。	7 9 11 13 14	-	・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施	・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施	☆☆☆	優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進しました。	引き続き実施し、ヒートアイランド対策のさらなる促進をめざします。	○	○	○	○	
5-12	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理し、安全安心で魅力的な街路空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や折枝等の発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や折枝等の発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	11 13 15	788,572	・安全安心で魅力的な街路空間の形成を目指し、街路樹の更新・補植を行う	・街路樹の更新・補植 高木：211本 低木：6,633本	☆☆☆	樹木剪定・除草等の維持管理作業と合わせ、必要箇所の街路樹更新を実施し、適切な道路環境の維持管理を実施しました。	2020年3月作成の都市樹木再生指針(案)に基づき、老朽化・大木化した街路樹を中心に根上がり等の通行支障となる街路樹等の更新を継続して進めます。	○	○		○	
5-13	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。	11	588	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	○			◎	
5-14	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	世界に誇れる大阪の魅力ある景観、さらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所（ビュースポット）を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府民等の良好な景観形成を推進すること。	一般からの募集により、優れた景観を眺めることのできる場所（ビュースポット）を発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した景観フォトラリー等の周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みにより、府民の景観への関心を高め、良好な景観形成につなげました。	11	-	・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施 ・周遊促進事業の実施	・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施 ・周遊促進事業の実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。				◎	
5-15	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統、文化を尊重する心を育むこと。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。	11	11,947	・文化財指定、登録の推進 ・文化財保存修理等の補助	・文化財指定、登録の推進 新指定1件、追加指定2件、記録選択1件 ・文化財保存修理等の補助 18件	☆☆☆	文化財指定、登録では概ね計画通りの成果(R4年度新指定1件、追加指定2件、記録選択1件)を得ることができました。補助事業についても概ね計画通り(R4年度18件)に文化財保存修理等の事業について補助を行いました。	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	○				◎
5-16	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全にいたって、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価条例等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。	3 6 8 9 11 12 14 15	1,458	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導を実施。 ・環境影響評価方法書の審査 3事業 ・事後調査報告書の概観 4事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、概観を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。	○	◎	○	○	
5-17	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「地球温暖化対策の推進」、「自然共生社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成の推進」の取組みを実施しました。	4 6 7 8 11 12 13 14 15 17	15,031	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。 (低炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生社会づくりの推進) ・関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性の保全の推進 ・関西地域力アップ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進 (循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組(マイボトル運動等)の展開 (持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	下記分野について取組みを進め、関西広域環境保全計画(第4期)を策定。 (地球温暖化対策の推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生社会づくりの推進) ・関西地域力アップ広域保護管理計画の推進 ・二ホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進 ・関西の残したい自然エリアの選定 (循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組の展開 ・一般廃棄物の適正処理に向けた広域的な取組の検討 (環境人材育成の推進) ・幼児環境学習の推進、交流型環境学習の推進	☆☆☆	当初の計画通り、関西広域環境保全計画(第4期)を策定し、概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。	作成した情報集や利活用マニュアルを、研修会などを通じて構成府県市や事業者等に周知し、今後の施策に活用いただけるよう取組みます。	○	○	◎	◎	○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
						取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-18	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進（プラスチック対策検討会）	継続	プラスチック対策（プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等）について関西広域で取り組むを進め、地域創生につなげること。	「プラスチック代替品普及可能性調査」では、モデル事業を実施し、社会受容性向上に向けた課題等を整理。「プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査」では、プラスチックごみ散乱状況推計モデルの検証・補正を行いました。また、それぞれの結果をもとに情報集・利活用マニュアルを作成し、ホームページに掲載するなど、域内府県・市町村や事業者等に周知しました。プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信しました。	4 8 9 11 12 14 17	9,795	以下の取組みを進める。 ・プラスチック代替品普及可能性調査 ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査 ・プラスチック対策プラットフォームの開催（3回）	☆☆☆ ・プラスチック代替品普及可能性調査 ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査 ・プラスチック対策推進プラットフォーム（3回）	「プラスチック代替品普及可能性調査」では、イベント参加者やホテル利用者等に実際にプラ代替品を使用してもらい、アンケート等で意見聴取するモデル事業を実施し、社会受容性向上に向けた課題等を整理し、「プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査」では、プラスチックごみ散乱状況推計モデルの検証・補正を行いました。また、それぞれの結果をもとにプラスチック代替品素材製品の開発・製造・販売に資する情報、その普及に向けた課題や対応策、取組事例等を盛り込んだ、地方公共団体・事業者向けの情報集、プラスチックごみ散乱状況推計結果を閲覧するツール の操作方法や推計結果の活用事例などを盛り込んだ利活用マニュアルと、散乱状況を見える化した地図を作成し、ホームページに掲載するなど、域内府県・市町村や事業者等に周知しました。プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信・意見交換し、広域環境保全局と共催で関西プラスチックごみゼロ・食品ロス削減シンポジウムを開催しました。概ね計画通り、各取組みが進められました。	作成した情報集や利活用マニュアルを、関西広域連合HP等でオープンなデータとして公開・情報発信するとともに、セミナーや研修会などを通じて構成府県市や事業者等に周知し、今後の施策に活用いただけるよう取組みます。	◎	○	◎	○	○